

盛岡広域都市計画地区計画の変更（盛岡市決定）

盛岡市告示第99号

平成31年3月12日

盛岡広域都市計画渋民地区地区計画を次のように変更する。

名 称		渋民地区地区計画	
位 置		盛岡市渋民字岩鼻，字大前田，字大森，字狐沢，字小前田，字愛宕，字鶴飼，字渋民及び字駅の各地内	
面 積		約 31.8 ha	
地区計画の目標		<p>本地区は公共施設・農協等が立地し，従来から玉山地域の中心地として発展してきた区域である。また，啄木記念館を核とする観光拠点ともなっており盛岡工業団地との境には渋民バイパス南口ランプの設置が予定されている。</p> <p>このように，今後一層土地の利用増進が見込まれる区域であることから玉山地域の中心地区として建築物及び地区施設を計画的に誘導し，居住者，観光客ともに楽しく，安全に過ごせる街を形成することを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>国道4号沿線及び記念館一帯は，玉山地域の中心商業地としての土地利用増進を図る。</p> <p>愛宕の森一帯は住宅地としての土地利用増進を図る。</p> <p>南口ランプ一帯は準工業地域とし，沿道サービス施設等の土地利用増進を図る。</p>	
	地区施設の整備方針	主要幹線道路である国道4号につながる主たる区画道路の整備を図る。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	幅員6mの道路 延長 約 1,095m
	地区の区分	地区の名称	A 地 区
		地区の面積	約 3.5ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(へ)項第3号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>(2) 建築基準法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げる建築物</p>
備 考			

「区域及び地区整備計画の区域は，計画図表示のとおり」